

木造住宅耐震改修補助金の代理受領制度を導入しています！

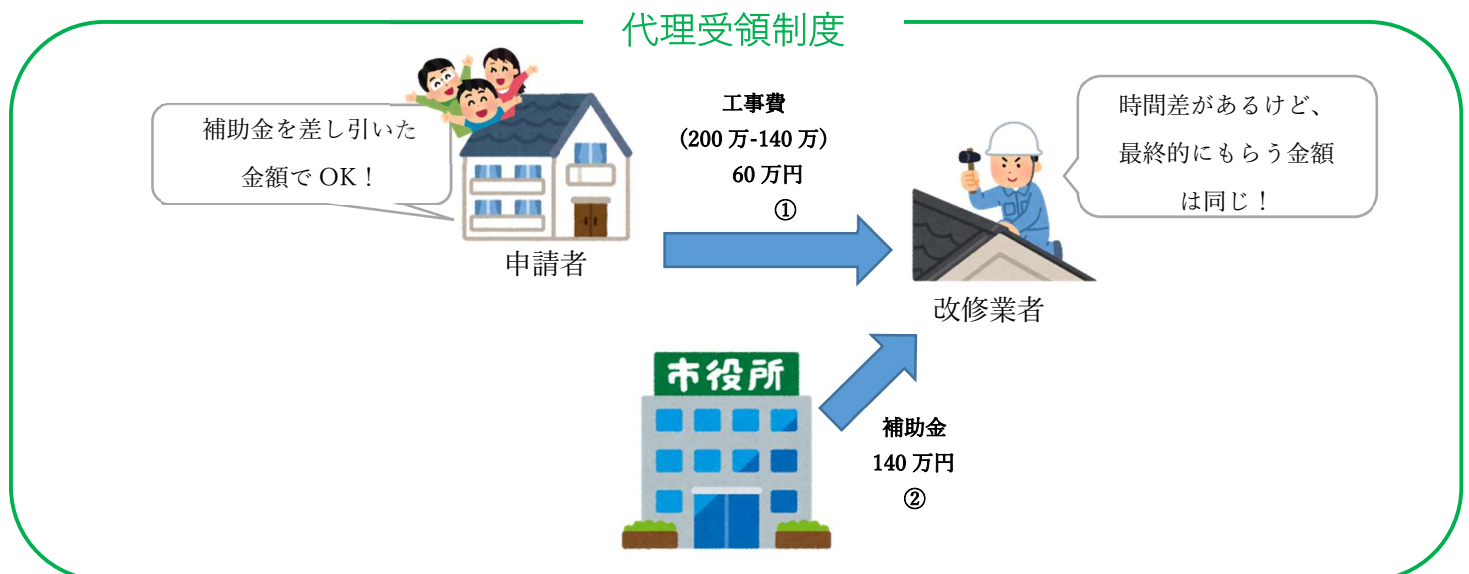
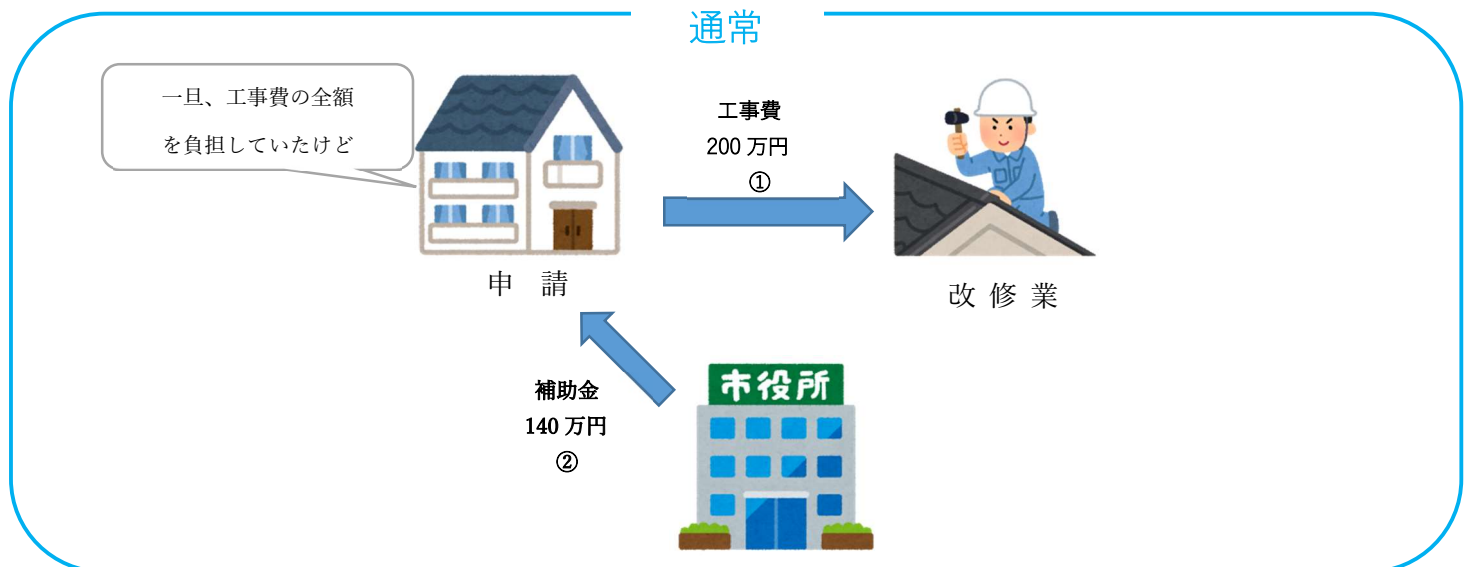
代理受領制度とは…

市が交付する耐震改修補助金について、申請者(住宅所有者)に代わって、


工事を実施した業者が受け取ることができる制度です。

この制度を利用することで、申請者は改修費用と補助金の差額分のみを用意すればよいので、申請者の立替費用の負担が軽減されます。

(例) 耐震改修工事費が 200 万円で、補助金額が 140 万円の場合



※どちらを利用するかは申請者の方にお選びいただけます。

 **ご注意ください**

※補助金を代理で受領できるのは、申請者との契約による耐震改修工事を実施した業者に限ります。

※代理受領者(業者)にとっては、補助金相当額分の工事費受領が遅くなるため、同意が必要です。

木造住宅耐震改修の補助申請手続きの流れ（代理受領制度を利用する場合）

（例） 耐震改修工事費が 200 万円で、補助金額が 140 万円の場合

